重要事項説明書

(介護予防・日常生活支援総合事業)

社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会 社協ヘルパーステーション八幡浜

令和6年6月1日

あなたに対する介護予防・日常生活支援総合事業の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

	E 居宅 養開 部			せ会福祉法人 八幡浜市						
主たる事務所の所在地			在地	愛媛県八幡浜市松柏乙1	1 0	1 番坩	也 八幅	番浜市	保健	福祉総合センター2階
法	人	種	別	社会福祉法人	法	人	所	轄	庁	愛媛県
代表	き者の	職 •	氏名	会長清家俊蔵						
電	話	番	号	0894-23-2940	F	A	X	番	号	0894-23-0506

2. ご利用事業所の概要

ご利月	用事業原	斤の名称	社協	社協ヘルパーステーション八幡浜							
サー	ビス	の種類	介護	介護予防・日常生活支援総合事業 指定番号 3870400466						3870400466	
所	在	地	愛媛	愛媛県八幡浜市保内町宮内 1 番耕地 124 番地 1 保内保健福祉センター1 階							
通常の	の事業第	尾施 地域	八	幡浜市							
電	話	番号	0894	-36-0262	F	A	X	番	号	0894-36-1173	
営	業	日	毎	日							
営	業	時 間	8:	$30 \sim 17:30$	(**	必要に	こ応じ	こて対	応し	ます)	

3. 事業の目的と運営方針

	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において
 事業の目的	自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとと
争未り日町	もに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防・日常生活支援総合
	事業の訪問型サービスを提供することを目的とします。
	事業者は利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、自立を支援し、生活の
運営の方針	向上に資するサービス提供を行い、意欲を高めるような適切な働きかけを行うと
	ともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

4. 提供するサービス内容

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスは、訪問介護員等が利用者の自宅を訪問し、入浴、 排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高め
るための介助や専門的な援助を行います。
① 起床介護 ② 就寝介助 ③ 排せつ介助 ④ 整容介助 ⑤ 食事介助
⑥ 衣類の脱着 ⑦ 清拭 ⑧ 入浴介助 ⑨ 体位交換 ⑩ 服薬管理
① 通院介助 ② その他 ()
家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。
③ 調理 ④ 洗濯 ⑤ 掃除 ⑯ 買物 ⑰ 薬の受取 ⑱ 衣類の入替

(1) 訪問介護計画書 (個別サービス計画書) の作成・変更

- ① 事業者は、利用者にかかる介護予防ケアプランが作成されている場合には、それに沿って 利用者の訪問介護計画書(個別サービス計画書)を作成するものとします。
- ② 事業者は、利用者にかかる介護予防ケアプランが作成されていない場合でも、訪問介護計画書(個別サービス計画書)の作成を行います。その場合に、事業者は利用者に対して、地域包括支援センターを紹介する等、訪問介護計画書(個別サービス計画書)作成のために必要な支援を行うものとします。
- ③ 事業者は、訪問介護計画書(個別サービス計画書)について、利用者及びそのご家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- ④ 事業者は、利用者にかかる介護予防ケアプランが変更された場合もしくは利用者及びその ご家族の要請に応じて、訪問介護計画書(個別サービス計画書)について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその ご家族等と協議して、訪問介護計画書(個別サービス計画書)を変更するものとします。
- ⑤ 事業者は、訪問介護計画書(個別サービス計画書)を変更した場合には、利用者に対して その内容を説明して同意を得て、交付するものとします。
- ⑥ 事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載 した記録を作成し、利用者に説明の上交付します。

5. ご利用事業所の職員体制

	職	種	員数	勤務の形態
管	理	者	1名	常勤・兼務
サー	ービス提付	共責任者	1名以上	常勤1名以上
訪	問介	護員	2.5名以上	常勤換算 2.5 名以上

6. 利用料

介護予防・日常生活支援総合事業	八幡浜市が定める基準額の1割又は2割又は3割 ※公費負担対応あり
総合事業対象外費用	通院介護において介護保険で算定できない時間の自己負担

サービス内容		算是	合成単位数	算定単位		
訪問型独自サービス 11		(1) 1 週に 1 回程度	ぎの場合		1, 176	1月につき
訪問型独自サービス 11 日割	, , \EI EE	1, 176 単位	39	1 目につき		
訪問型独自サービス 12	イ 1週間 当たりの 無準的な	(2) 1 週に 2 回程度の場合			2, 349	1月につき
訪問型独自サービス 12 日割	・標準的な 回数を定 める場合	2,349 単位	2,349 単位			1日につき
訪問型独自サービス 13	1 める場合	(3) 1週に2回を超	2える程度の	場合	3, 727	1月につき
訪問型独自サービス 13 日割		3,727 単位			123	1日につき
訪問型独自サービス 21		(1) 標準的な内容の	の訪問介護相	当サービスである場合	287	
訪問型独自サービス 22	ロ 1月当 たりの回				179	4 🗔 🛪 - 💸
訪問型独自サービス 23	数を定め る場合	(2) 生活援助が中心である場合			220	1回につき
訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合			163	
高齢者虐待防止未実施減算 11			(1) 週1回程度の場合(2) 週2回程度の場合(3) 週2回を超える程度の場合		-12	1月につき
高齢者虐待防止未実施減算 11 日割					-1	1 目につき
高齢者虐待防止未実施減算 12		イ 1週当たりの			-23	1月につき
高齢者虐待防止未実施減算 12 日割		標準的な回数を定める場合			-1	1日につき
高齢者虐待防止未実施減算 13 日	高齢者虐 待防止措				-37	1月につき
高齢者虐待防止未実施減算 13 日割	置未実施 減算				-1	1日につき
高齢者虐待防止未実施減算 21			(1) 標準的な内容の訪問介護相当 サービスである場合		-3	
高齢者虐待防止未実施減算 22		ロ 1月当たりの		舌援助が中心である場合 引 20 分以上 45 分未満	① -2	1回につき
高齢者虐待防止未実施減算 23		回数を定める場合	②所要時間	引 45 分以上の売	② -2	
高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合		-2	
訪問型独自サービス初回加算	ハー初回加賀				200	1月につき
訪問型独自サービス介護職員等処遇 改善 (IV)	介護職員等処遇改善加算 当月に算定した単位数の				の合計×14.5%	1月につき

接総合事業対象3	支給限度額を超えてご利 用になったサービスの利 用料について	支給限度額を超えて受けられたサービスを利用する場合は、超えた金額が全額自己負担になります。				
对象外費用	自費利用サービス	通院介助において介護保険で算定できていない自己負担 30 分未満800円 30 分以上1時間未満1600円 1時間以上の場合30分増すごとに800円を加算します。				

(1) 利用料金のお支払方法

- ⑦ 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスが、介護保険の適用を受ける場合、原 則として負担割合証に応じた金額をお支払い頂きます。但し、利用者がいまだ認定を受け ていない場合及び介護予防ケアプランが作成されていない場合には、認定後又は介護予防 ケアプラン作成後にお支払い頂きます。
- ⑧ 提供を受ける介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスが介護保険の適用を受けない部分(総合事業対象外のサービス)については、利用料全額をお支払い頂きます。
- ⑨ 事業所では、利用者に対し毎月 10 日以降に、サービスの提供日、当月の利用料等の内訳 を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
- ⑩ 毎月の利用料は、事業所指定の金融機関からの口座振替又は翌月末までに現金でお支払い ください。

7. 事故発生後・緊急時の対応について

	氏名	
利用者の主治医	所属医療機関の名称	
利用有の主信医	所在地	
	電話番号	
	氏名	
	住所	
緊急 連絡 先	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

8. 相談・要望・苦情等の窓口

	7 IEN 14	
	ご利用時間	毎日 午前8時30分~午後5時30分
	ご利用方法	TEL 0894-36-0262
ご利用者ご相談窓口	面接場所	FAX 0894-36-1173 〒796-0202八幡浜市保内町宮内1番耕地124番地1
	田1女物/月	保内町保健福祉センター 1階
	担当者	社協ヘルパーステーション八幡浜
	1) 西川	
八幡浜市社会福祉協議会 苦情解決第三者委員	2) 野本 益	还市
	3)池田 泰	太
	ご利用時間	平日 午前8時30分~午後5時15分 土日 、祝日休み
	 ご利用方法	TEL 0894-24-6626
八幡浜市	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	FAX 0894-24-6652
	面接場所	〒796-0010 八幡浜市松柏乙1101番地
		八幡浜市保健福祉総合センター 1階
		保健センター 介護サービス係
	ご利用時間	月~金曜日 9:00~12:00 13:00~16:30 休所日 土日、祝日
		年末年始(12月29日~1月3日)
	ご利用方法	TEL 089-998-3477
愛媛県運営適正化委員会	_ 1 37 137 12.	FAX 089-921-8939
		Eメール kujo@ehime – shakyo. or. jp
	所在地	〒790-8553松山市持田町三丁目8-15
		愛媛県社会福祉協議会 内
	_)∠)✓✓✓ </td <td></td>	
	ご利用時間	平日 午前9時~午後5時 土日 休み
愛媛県国民健康保険	 ご利用方法	電話 089-968-8700
団体連合会	C43/11/2/12	面接場所 松山市高岡町101-1
		愛媛県国民健康保険団体連合会 介護保険課

9. サービスの利用にあたっての保留事項

- (1) 利用の中止・変更・追加について
 - ① 利用予定日の前日にご契約者の都合により、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サース利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
 - ② 体調等の理由による中止・変更
 - ③ 当日体調が悪い場合、ご利用中に体調が悪くなった場合はサービス内容変更又は中止を行うことがあります。その場合はご家族に報告し、必要に応じて速やかにかかりつけの医師に連絡をとり、緊急の場合は救急対応をするなど必要な措置を講じます。

利用者が酒気を帯びてる場合、サービスを中止させて頂きます。

(2) 事業者の都合によるサービスの中心・変更

台風や雷等、サービス提供の安全確保が困難なとき

※サービスを中止した場合、同月以内であればご希望の日に振り替えられるものとします。 但し、事業の利用の状況を確認の上、相談に応じることといたします。

(3) 受給者資格の確認

毎月、月初めに介護保険者証の確認をさせて頂きます。

- (4) 厚生労働省が定めるサービス提供ができない内容
 - ○医療行為
 - ○各種支払や年金等の管理、金銭の貸借、お金の出し入れ、振込等金銭の取扱い
 - ○庭の草刈り、花木の水やり、庭木の手入れ、園芸
 - ○大掃除・居室以外の窓ガラス拭き・床ワックスかけ、室内外屋の修理、ペンキ塗り
 - ○家族の食事、正月・節句などのために特別な手間をかけて行う料理
 - ○利用者が使用する居宅等以外の清掃
 - ○利用者以外の家族にかかる洗濯、調理、買物、布団干しなど
 - ○来客の対応
 - ○自家用車の洗車・清掃
 - ○飼い犬、猫等ペットの世話
 - ○仏壇のお供え
 - ○室内模様替え、家具・電気器具の移動・修繕
 - ○散髪の介助
- 10. 提供するサービスの第三者評価の実施状況 実施なし

介護予防・日常生活支援総合事業の提供開始にあたり、本署面に基づき重要事項を説明いたしました。

【事業者名】	社協ヘル	パーステ	ーショ	ン八幡浜	愛媛県	38704	0046	
【住 所】	愛媛県八	幡浜市保	内町宮	内1番耕地	124 番地 1	保内町保	建福祉セン	ター1階
【管理者名】	中村 都							
【説明日】 令和	口 年	月	日	【説明者】			£]
私は、重要事項	質について	十分な説	明を受	け、同意いた	たします。			
【利用者母	氏名】					印		
【家族また	には代理者	氏名】				印		
				(続柄・	関係)		